

平成26年4月1日規程第59号

独立行政法人地域医療機能推進機構の保有する個人情報の開示、訂正、利用停止
決定等に係る審査基準

(目的)

第1条 この審査基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」又は「個人情報保護法」という。）第82条第1項及び第2項、第93条第1項及び第2項並びに第101条第1項及び第2項の決定に関し、決定権者（独立行政法人地域医療機能推進機構の保有する個人情報の開示等の手続に関する規程第4条に規定する決定権者をいう。以下同じ。）が当該決定をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定めることにより、個人情報保護法の適正かつ円滑な施行を図ることを目的とする。

(保有個人情報)

第2条 この審査基準において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいい、保有個人情報に該当するかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添1のとおりとする。

(開示の原則)

第3条 決定権者は、開示請求（個人情報保護法第77条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）があったときは、次条から第8条までに定める場合、及び事案を行政機関の長等に移送する場合を除き、当該開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をするものとする。

(不開示情報が記録されている場合)

第4条 決定権者は、開示請求に係る保有個人情報に個人情報保護法第78条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合にあつては、第9条による場合を除き、当該保有個人情報の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）をするものとする。この場合、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添2のとおりとする。

(保有個人情報を保有していない場合)

第5条 独立行政法人地域医療機能推進機構において開示請求に係る個人情報を保有していない場合は、決定権者又はその事務を補助する職員は、第11条の場合を除き、可能である場合には、当該開示請求を行おうとする者に対して、当該開示請求に係る

開示請求書を受理する前に、この旨を説明し、その者が同意した場合は、当該開示請求書を開示請求手数料とともに返戻するものとする。当該開示請求に係る開示請求書を受理した場合は、決定権者は、不開示決定をするものとする。この場合において、決定権者は、第11条の場合を除き、個人情報保護法第82条の書面に、当該保有個人情報に保有していない旨を記載するものとする。

- 2 保有個人情報（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、個人情報保護法第5章第4節（第4款を除く。）の規定の適用については、独立行政法人等に保有されていないものとみなし前項と同様に取り扱うものとする。

（開示請求の対象が保有個人情報に該当しない場合）

第6条 開示請求の対象が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物その他の個人情報保護法が適用されないものである場合においては、決定権者又はその事務を補助する職員は、前条の場合に準じて、開示請求書の返戻又は不開示決定をするものとする。開示請求の対象となるものが個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合においても、同様とする。

（開示請求書に個人情報保護法第77条第1項に規定する記載事項に形式上の不備がある場合）

第7条 開示請求書に個人情報保護法第77条第1項に規定する記載事項に形式上の不備がある場合若しくは同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。））であることを示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合等であつて、決定権者が同条第3項に基づき補正を求めたにもかかわらず、なお当該開示請求書に形式上の不備がある場合にあつては、決定権者は、不開示決定をするものとする。この場合において、記載事項等に関する判断に際しての考え方は、別添3のとおりとする。

（他の法令による開示の実施との調整）

第8条 開示請求に係る保有個人情報に関し、他の法令の規定により個人情報保護法第87条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（個人情報保護法第88条第2項の規定による場合を含む。）には、決定権者は、当該保有個人情報を当該他の法令に基づき開示するものとし、個人情報保護法に基づく開示は行わないものとする。

(部分開示)

第9条 決定権者は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。この場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分できるかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添4のとおりとする。

2 開示請求に係る保有個人情報に個人情報保護法第78条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の不開示情報に含まれないものとみなして、前項と同様の取り扱いとする。

(裁量的開示)

第10条 決定権者は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、決定権者は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、不開示決定をするものとする。この場合において、どのような場合がこの場合に該当するかについての判断をするに際しての基本的な考え方は、別添5のとおりとする。

(訂正請求の対象)

第12条 訂正請求の対象は、「事実」とし、評価・判断には及ばないものとする。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実該当する。

(訂正請求に対する措置)

第13条 決定権者は、保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）請求（個人情報保護法第90条第1項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。）があったときは、次に定める場合、及び事案を行政機関の長等に移送する場合を除き、当該訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正（一部の訂正する場合も含む。）する旨の決定（以下「訂正決定」という。）をするものとする。なお、訂正決定等を行う場合の基本的な考え方は、別添6のとおりとする。

一 訂正請求に理由があると認められない場合

- 二 訂正することが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合
- 三 訂正請求に係る保有個人情報が個人情報保護法第90条第1項各号に該当しない場合
- 四 訂正請求が保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過した後になされた場合
- 五 訂正請求書に個人情報保護法第91条第1項に規定する記載事項に形式上の不備がある場合
- 六 他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続きが定められている場合

(利用停止請求に対する措置)

第14条 決定権者は、保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）請求（個人情報保護法第98条第1項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。）があった場合に、次に定める場合を除き、当該利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、利用停止（一部を利用停止する場合を含む。）をする旨の決定（以下「利用停止決定」という。）をするものとする。なお、利用停止決定等を行う場合の基本的な考え方は、別添7のとおりとする。

- 一 利用停止請求に理由があると認められない場合
- 二 利用停止することが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合
- 三 利用停止請求に係る保有個人情報が個人情報保護法第98条第1項各号に該当しない場合
- 四 利用停止請求が保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過した後になされた場合
- 五 利用停止請求書に個人情報保護法第99条第1項に規定する記載事項の形式上の不備がある場合
- 六 利用停止をすることにより、当該保有固有情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- 七 他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続きが定められている場合

附 則

(施行期日)

この審査基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和4年規程第37号）

(施行期日)

この審査基準は、令和4年4月1日から施行する。